

## 社会保障の拡充を求める要望書に対する回答書

貴市町村名をご記入ください ( 草加市 )

### 1. だれもが安心して医療を受けられるために

#### 1. 国民健康保険制度について

(1) 国民皆保険制度を守り、発展させてください。

国民健康保険法の第1章(総則)、(この法律の目的)第1条に、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民健康の向上に寄与することを目的とします。となっております。現在も変わっておりません。国・県は、相互扶助と受益者負担を強調していますが、国民健康保険の保険税は、協会けんぽ等と比べても2倍近く高くなっています。それ故に、国庫負担の増額(全国知事会は1兆円)を求めていくことはもちろんですが、市町村におかれましては、国民皆保険制度を守るために、「払える保険税」にして、誰もが安心して医療にかかれるようにしてください。

#### 【回答】

平成30年度(2018年度)に実施された国民健康保険の広域化に伴い、国や県からの公費が増加する一方で、法定外繰入金の削減・解消が求められております。また、将来的には、県内の全市町村が同じ保険税率となる標準保険税率の導入が予定されております。

そのため県内では、標準保険税率の導入に向け、税制改正を行う市町村が増えており、本市におきましても税制の見直しは重要な課題となっております。

また、県内では、これまでのような市町村単独での国保運営ではなく、保健事業や事務処理の統一にも取り組んでいくこととした考え方を示しておりますので、市独自での施策の展開は難しいと考えております。

このような状況の中、国民健康保険制度を維持し、必要な医療の提供を確保するためにも、被保険者の方々には公平に保険税をご負担いただくことが重要となっております。

今後とも、県と連携しながら適切な制度運営を行ってまいります。

【健康推進部 保険年金課】

#### (2) 埼玉県第3期国保運営方針について

- ① 「第3期国保運営方針」において、令和6年度から「納付金」の統一、令和9年度に保険税の準統一をおこなう前提として、県は医療費水準反映係数 $\alpha=0$ としていくとしています。しかし、南部、南西部東部の医療圏と比較して北部、秩父の医療圏では、医療機関など、医療提供体制により、医療費水準に大きな差が生じています。住民が安心して医療にかかれるようにするために、地方分権の観点から「保険税」が高くなるように慎重に検討をすすめてください。

#### 【回答】

保険税水準の統一につきましては、平成30年度(2018年度)に実施された国民健康保険の広域化に伴い、埼玉県では全市町村が同じ保険税率となる標準保険税率の導入が予定されております。また、「埼玉県国民健康保険運営方針」を定め、これまでのような市町村単独での

国保運営ではなく、保健事業や事務処理の統一を進めておりますので、市独自の税率等の設定は難しいと考えております。

国民健康保険税の見直し等につきましては、市民負担の状況や近隣自治体の状況等を含め、様々な要素を総合的に勘案する中で対応してまいりたいと考えております。

【健康推進部 保険年金課】

- ② 地方財政法第二条には「(地方財政運営の基本) 第二条 地方公共団体は、その財政の健全な運営に努め、いやしくも国の政策に反し、又は国の財政若しくは他の地方公共団体の財政に累を及ぼすような施策を行つてはならない。2 国は、地方財政の自主的な且つ健全な運営を助長することに努め、いやしくもその自律性をそこない、又は地方公共団体に負担を転嫁するような施策を行つてはならない」と明記されています。物価高騰する中で「保険税」が住民の負担にならないように、一般財政からの法定外繰入を引き続き行なってください。そして、今後も市町村が必要と判断した場合には、住民の福祉の向上に貢献する対応を行ってください。

【回答】

現在、県内で標準的な事務処理手続等を導入しようとする動きがある中で、市独自の施策促進などは、混乱が生じてしまう可能性があります。また、市町村独自の取組で生じた法定外繰入金は、『削減・解消すべき赤字』とみなされます。このことから、現状では独自の取組は難しいものと考えております。

市といたしましては、こうした状況も踏まえ、まずは現行の制度の中で健全な国民健康保険の財政運営を目指すことにより、安心して医療等を受けられる国民健康保険制度を維持してまいります。

【健康推進部 保険年金課】

- ③ 第3期国保運営方針はあくまでも技術的助言であり、すべて市町村の合意がなければまとめられないものです。県は、市町村と合意ができたことと強調していますが、統一にむけての「保険税」の引き上げに悩んでいる市町村はあります。高齢化社会の中で、保険税の統一は、今後も際限なく引き上がっていくことが予想されます。負担の公平性、国保財政の安定運営の前に、住民の健康と暮らし優先するために、第3期国保運営方針の撤回を求めてください。

【回答】

県におきましては、市町村と協議する中で「埼玉県国民健康保険運営方針」を定めており、同じ世帯構成や所得であれば県内どこでも同じ保険税額となる保険税水準の統一を進めております。その過程において、令和9年度(2027年度)に収納率格差以外の項目を統一(準統一)した「市町村標準保険税率」の導入が予定されていることから、他市町村も保険税の見直しを行っております。また、これまでのような市町村単独での国保運営ではなく、保健事業や事務処理の統一も進めております。

そうした中で、第3期国保運営方針の見直しを求めることは難しいものと考えております。

【健康推進部 保険年金課】

- ④ 国保法77条(保険料の減免)は、「条例の定めるところにより、特別の理由があるものに対し、保険税を減免できる。」とあります。まさに少子化対策は急務であり、特別の理由

として、18歳までの子どもの均等割はなくすことを条例で定めてください。また、国や県に求めてください。

**【回答】**

条例による減免は、災害による収入減少など特別な理由がある方々に、申請に基づき行うことが可能なものですが、減免は個々の事情を勘案して行うものであり、あらかじめ画一的な基準を設けて行うことは適切ではないとされていることから、一定の年齢を特別な理由と定め、均等割を一律に減免することは適切ではないと考えております。

**【健康推進部 保険年金課】**

(3)所得に応じて払える保険税にしてください。

① 応能負担を原則とする保険税率に改めてください。

**【回答】**

市の国民健康保険税は、地方税法に基づき、所得に応じて算出される所得割額（応能割）と被保険者の人数に応じて算出される均等割（応益割）の2方式で課税されております。

「埼玉県国民健康保険運営方針」では、標準的な保険税算定方式を前述の2方式としており、市独自で応能負担を原則とする保険税率に改めることは難しい状況です。

国民健康保険税の見直し等につきましては、市民負担の状況を考慮するとともに、広域化を始め、国民健康保険制度が大きな変革の時期を迎えていることから、国や県の示す動向や近隣自治体の状況等を含め、様々な状況等を総合的に判断し、対応してまいりたいと考えております。

**【健康推進部 保険年金課】**

② 子ども(18歳以下)の均等割負担を廃止してください。

**【回答】**

子どもの均等割負担につきましては、これまで国に対し、子育て世帯への国民健康保険税の負担軽減等について要望してまいりましたが、地方からの要望等が実り、子どもの均等割額の減額措置が導入されることとなりました。

令和4年度(2022年度)から、全ての国保加入世帯に属する未就学児を対象として、均等割額の5割を軽減しております。

制度の更なる拡充等につきましては、他市町村と連携をする中で要望してまいります。

**【健康推進部 保険年金課】**

③ 協会けんぽと比較しても高い保険税になっており、払える保険税にするために一般会計からの法定外繰入を増額(復活)してください。

**【回答】**

これまで一般会計からの繰入金により国民健康保険財政の歳入不足を補てんしてまいりましたが、昨今の市財政の状況を鑑みると、これまでと同様に国民健康保険財政を支え続けることは厳しさを増しております。

また、平成30年(2018年)4月に実施された国民健康保険の広域化に伴い、国や県は法定外繰入金の削減・解消を目指しており、それに併せて税制改正を行う市町村も増えてきております。

市といたしましても、こうした状況を勘案する中で、一般会計からの繰入金を含め、これから

の国民健康保険の運営をどのように行っていくか、市民負担の状況、国や県の動向、近隣自治体の状況を見据えながら、総合的に検討していく必要があると考えております。

【健康推進部 保険年金課】

④ 国保会計基金から繰り入れて保険税を引き上げないでください。

【回答】

国民健康保険の運営は、一般会計と区別して行うため、国民健康保険特別会計を設けて運営しております。そのため、一般会計に設置している財政調整基金を国保税の引き下げで活用することは想定しておりません。

一方で、国民健康保険特別会計においても、財政調整基金を設置しており、歳入歳出の決算上剰余を生じたときに積立てをするものとなっております。しかし、現在、国保税については、埼玉県全体で標準保険税率の導入を予定しており、本市はまだ標準保険税率よりも低い状況にありますので、国保税を引き下げる予定はございません。

【健康推進部 保険年金課】

(4)受療権を守るために正規保険証を全員に発行してください。

① すべての被保険者に正規の保険証を郵送してください。

【回答】

短期被保険者証、被保険者資格証明書は、納税を促すための折衝の機会を得るために必要であると考えております。

なお、短期被保険者証につきましては、納付及び納税相談の状況・滞納額等を考慮した上で発行しております。

また、被保険者資格証明書につきましては、前述の内容に加え、年齢や医療機関の受診状況等を考慮した上で発行しております。なお、短期被保険者証該当世帯の18歳未満の被保険者については短期被保険者証を郵送しており、加えて受診機会を失うことのないよう、医療機関等から照会があった場合は被保険者資格の回答等に適宜対応しております。

【健康推進部 保険年金課】

② 住所不明以外の保険証の窓口留置は行なわないでください。

【回答】

短期被保険者証該当世帯の18歳以上である被保険者につきましては、短期被保険者証を窓口交付しておりますが、納付や滞納額の状況等によって適宜被保険者証への切り替えを行っております。

今後につきましても、引き続き、個々の納税者との納税折衝等により生活実態を慎重かつ正確に把握するとともに、税の公平性を担保しながら適切に対応して参りたいと考えております。

【健康推進部 保険年金課】

③ 資格証明書は発行しないでください。

【回答】

資格証明書の発行につきましては、年齢、医療機関受診状況等を考慮した上で、毎年一定の所得があるにもかかわらず、数年にわたり納税について全く誠意がなく、こちらの呼びかけに

応じない滞納者に発行しております。医療機関受診中の場合は発行対象者から除外しています。また、資格証明書を発行した後であっても医療が必要な方におかれましては、納税相談をしていただくことを条件に速やかに短期被保険者証への切替えを行っております。

今後も引き続き、個々の滞納者との納税折衝・訪問調査等により生活実態を慎重かつ正確に把握した上で、税の公平性を担保しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

【健康推進部 保険年金課】

#### (5) マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

① 「マイナ保険証」を持っていない方には、「資格確認書」を発行することになっています。

2029年7月末までの有効期限にしてください。

##### 【回答】

県内で標準的な事務処理手続等を導入しようとする動きがある中で、「資格確認書」の有効期限につきましては、1年間とされております。原則、更新手続が必要となりますが、当面の間、「マイナ保険証」を持っていない方などには、本人の申請によらず資格確認書を発行する予定となっております。

【健康推進部 保険年金課】

② 「マイナ保険証」を所持している方に、解除できることをお知らせをしてください。

##### 【回答】

「マイナ保険証」は任意の手続きであることから、解除を希望する方につきましては、解除手続きを行うことができます。手続方法や手続開始時期など、詳細が決まり次第ホームページなどで周知したいと考えております。

【健康推進部 保険年金課】

#### (6) 国保税の減免・猶予制度の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当に設定するなど、保険税申請減免制度を拡充してください。

##### 【回答】

国民健康保険税の減免は、被保険者世帯の収入や生活状況等を総合的に勘案し、個々の担税力、如何によって決定すべきものと考えており、生活保護基準を目安とした減免基準はありません。今後も引き続き、画一的な基準を設けることなく個々の状況に応じ、適切に対応してまいりたいと考えております。

【健康推進部 保険年金課】

#### (7) 窓口負担の軽減制度(国保法44条)の拡充を行なってください。

① 生保基準の1.5倍相当にするなど、医療費負担の軽減制度の拡充を行なってください。

##### 【回答】

本市といたしましては、申請者個々の生活実態等を把握しながら、支払能力等を総合的に勘案して対応をすることで、適切に減免決定を行っております。

今後も引き続き、個々の状況を的確に踏まえた総合的な判断に基づき、対応をしてまいりたいと考えております。

【健康推進部 保険年金課】

② 窓口負担の軽減制度が利用しやすいように、簡便な申請書に改めてください。

**【回答】**

一部負担金の減免申請書は、傷病名等の必要事項を記入する書式となっております。

また、減免申請書と同時に、収入・無収入申告書、資産等申出書、資産及び収入状況の調査に係る同意書等の提出が必要になりますが、申請者個々の状況を的確に把握するために必要な書類となりますので、今後も現状の申請書類を継続して使用してまいりたいと考えております。

**【健康推進部 保険年金課】**

③ 医療機関に軽減申請書を置き、会計窓口で手続きできるようにしてください。

**【回答】**

申請書につきましては、書類の記載内容を確認しながら、申請者個々の生活実態等を把握する必要がありますので、今後も窓口で手続きを受け付けていきたいと考えております。

**【健康推進部 保険年金課】**

**(8) 国保税の徴収業務は、住民に寄り添った対応を行なってください**

① 住民に寄り添った徴収業務の対応を行ってください。

**【回答】**

国保税の納付が困難な場合につきましては、納税相談を通じて現在の生活状況や収入状況などを詳しく丁寧にお伺いし、分割納付や徴収猶予などの納税緩和措置を個々の状況に応じてご案内しております。

また、他の制度や支援が必要なケースにつきましては、他部署や外部機関をご案内しております。

今後につきましても、丁寧な対応を心掛けてまいります。

**【総務部 納税課】**

② 給与・年金等の預貯金全額を差押えすることは憲法 29 条の財産権の侵害であり法令で禁止されています。憲法 25 条の生存権保障の立場から最低生活費を保障してください。

**【回答】**

給与等の振込先口座の差押えにつきましては、給与等の差押えに準じた差押禁止額を順守して手続きを行っており、法令に基づいた最低生活費を考慮して対応しております。

**【総務部 納税課】**

③ 業者の売掛金は運転資金・仕入代金・従業員給与ならびに本人・家族の生計費等にあてられるものです。取引先との信用喪失にもつながり事業そのものの継続を困難にするため、一方的な売掛金への差押えはやめてください。

**【回答】**

国保税等の未納に対しましては、督促状や催告書等の通知の送付や、コールセンターから納付の呼びかけを適宜行っており、納税が困難な場合には納税相談のご案内をしております。

納税相談では、滞納の原因や収支状況などを詳しくお伺いし、差押えについても十分に説明させていただいております。また、ご相談いただけない場合や計画どおりに納付いただけない場合には、状況に応じて財産の差押えに移行しますが、差押えを行う際にはできるだけ事業等への影響が少ない財産を選択するよう努めております。

- ④ 国民健康保険税の滞納の回収については、生活保障を基礎とする制度の趣旨に留意し、他の諸税と同様の扱いではなく、当事者の生活実態に配慮した特別な対応としてください。

【回答】

国民健康保険税に限らず、地方税全般の徴収に際して納付が困難と認められる場合には、納税相談を通じて生活状況や収入状況などを詳しく丁寧に伺うなかで、個々の生活実態に配慮した分割納付や徴収猶予などの納税緩和措置についてご案内しております。

【総務部 納税課】

(9) 傷病手当金制度を創設してください。

- ① 傷病手当金を創設し、被用者以外の方への支給について、財政支援するよう国・県へ要請してください。

【回答】

傷病手当金の支給につきましては、国からの通知に基づき、令和5年(2023年)5月7日以前に新型コロナウイルス感染症に感染した被用者を対象として実施しており、被用者以外であっても傷病手当金の支給対象になる場合もございますが、一部のフリーランス等の職業が対象外となっております。

【健康推進部 保険年金課】

- ② 傷病手当金制度を創設できない場合は、傷病見舞金制度を創設してください。

【回答】

平成30年度(2018年度)からの国民健康保険の広域化に伴い、埼玉県内では、これまでの市町村単独での国保運営ではなく、保健事業や事務処理の統一に取り組んでいることから、市独自での施策の展開は難しいと考えております。

【健康推進部 保険年金課】

(10) 国保運営協議会について

- ① さまざまな問題を抱える国保事業の運営であるからこそ、市民参加を促進するために、委員の公募が未実施の場合は、公募制としてください。また、公募制にできない理由を教えてください。

【回答】

国保運営協議会の委員につきましては、18名の委員のうち5名を被保険者の代表として選任し、さらにそのうち2名を被保険者からの公募としており、協議会の場で貴重なご意見をいただいております。

【健康推進部 保険年金課】

- ② 市民の意見が十分反映し、検討がされるよう運営の改善に努力してください。

【回答】

国保運営協議会は公開されており、市民の方にも傍聴いただくことができます。また、国民健康保険の制度等につきましては、広報「そうか」や市ホームページ等によりご案内するとともに、市民の方々からのご質問やご意見について個々に回答を差し上げる等、意見の反映に努め

ております。

【健康推進部 保険年金課】

#### (11)保健予防事業について

- ① 特定健診の本人・家族の負担を無料にしてください。

##### 【回答】

特定健康診査の本人負担につきましては、平成29年度（2017年度）までは一律1,200円のご負担をお願いしておりましたが、平成30年度（2018年度）から無料で受診できるよう変更いたしました。

【健康推進部 保険年金課】

- ② ガン健診と特定健診が同時に受けられるようにしてください。

##### 【回答】

肺がん検診、大腸がん検診、子宮がん検診、前立腺がん検診につきましては、特定健診と同時に受診することが可能です。また、胃がん検診（胃内視鏡検診）、乳がん検診、肝炎ウイルス検診につきましても、受診通知票を持参することで同時に受診いただけます。いずれも、各検診と特定健診の指定を合わせて受けている医療機関での受診となります。今後も引き続き、受診しやすい環境を整えるよう努めてまいります。

【健康推進部 保健センター】

- ③ 2024年度の受診率目標達成のための対策を教えてください。

##### 【回答】

例年、市では、特定健診未受診者を対象に、その状況に応じて文書の送付や、電話による受診勧奨を実施するほか、受診に係る費用負担を無償にするとともに、様々な手法で被保険者の受診率向上に努めてきたところでございます。今年度も、ナッジ理論を活用し、受診を意識できるような内容のハガキを送付し、必要な対象者に絞って受診勧奨をしてみたいと考えております。

【健康推進部 保険年金課】

- ④ 個人情報の管理に留意してください。

##### 【回答】

個人情報の保護につきましては、その重要性を認識し、「個人情報の保護に関する法律」等関係法令を順守し、適切に管理しております。

【健康推進部 保険年金課】

#### (12)財政調整基金について

財政調整基金は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足を生じたときのために基金として積み立ててきた住民の貴重な財産です。コロナ禍から昨年の物価高騰で暮らしと経営が大きな打撃を受け、地域経済の疲弊が深刻になっている時だからこそ、基金を財源として活用し、住民の暮らしと福祉を良くするために活用をお願いします。

- ① 2023年度(令和5年度)の財政調整基金の金額を教えてください。



**【回答】**

令和5年度（2023年度）末時点における一般会計の財政調整基金の残高は、68億円でございます。

なお、令和6年度（2024年度）予算においては、財政調整基金を56億円繰り入れる予定としております。

また、この残高の中には、国が将来の公債費償還のために交付した約12億円が含まれており、直ちに活用することができないものですので、その分を差し引くと、現時点で活用できる残高はゼロとなります。

**【総合政策部 財政課】**

- ② 国民健康保険は協会けんぽのように事業主負担がないことから高い保険税となっており、引き下げるために、財政調整基金の活用をしてください。

**【回答】**

国民健康保険の運営は、一般会計と区別して行うため、国民健康保険特別会計を設けて運営しております。そのため、一般会計に設置している財政調整基金を国保税の引き下げに活用することは想定しておりません。

一方で、国民健康保険特別会計においても、財政調整基金を設置しており、歳入歳出の決算上剰余を生じたときに積み立てをするものとなっております。しかし、現在、国保税については、埼玉県全体で標準保険税率の導入を予定しており、本市はまだ標準保険税率よりも低い状況にありますので、国保税を引き下げる予定はございません。

**【健康推進部 保険年金課】**

**2. 後期高齢者医療について**

- (1) 窓口負担2割化により、受診抑制がおきており重症化につながります。中止するよう国に要請してください。

**【回答】**

後期高齢者医療制度における窓口負担2割化につきましては、少子高齢化が急速に進む中、大幅に増加することが予想される現役世代の負担の上昇を抑え、負担能力のある方に可能な範囲で負担していただくことにより、すべての世代の方が安心できる医療保険制度を継続していくために必要な見直しであるとされております。

今後につきましても、保険者である「埼玉県後期高齢者医療広域連合」（以下「広域連合」といいます。）と連携し、社会保障のあり方等を注視しながら対応してまいります。

**【健康推進部 後期高齢者・重心医療室】**

- (2) 窓口負担2割化に対して、独自に軽減措置を検討してください。

**【回答】**

2割化に対する市独自の軽減措置につきましては、厚生労働省によると『各自治体の子供に対して行っている自己負担軽減を後期高齢者に適用することは、地方自治の精神に鑑みるとできることとなるが、法の趣旨に反するため望ましくない』とされております。こうした法律の趣旨を鑑みつつ適切に対応してまいります。

**【健康推進部 後期高齢者・重心医療室】**

(3) 低所得(住民税非課税世帯など)の高齢者への見守り、健康状態の把握、治療の継続等の支援を行ってください。

**【回答】**

保険料の納付が難しい被保険者につきましては、電話及び訪問による納付相談を行い、個々の生計や所得状況等を伺う中で、保険料の軽減制度などのご案内と分納相談の勧奨を行うなど、できる限り納付が可能となるよう、きめ細やかな相談を行っております。

今後も引き続き、必要な受診の確保ができるよう適切な対応に努めてまいります。

**【健康推進部 後期高齢者・重心医療室】**

(4) 団塊の世代が75歳になり、健康づくりが重要となっています。健康長寿事業を拡充してください。

**【回答】**

健康長寿事業につきましては、1年度につき1回2万円を上限とする人間ドック等の費用助成事業をこれまでと同様に実施してまいります。

後期高齢者健康診査(以下「後期健診」といいます。)につきましては、基本検査項目の検査結果等に応じ、医師の判断により心電図検査や眼底検査の追加検査があった場合も、自己負担なく受検することができます。

また、保険者である広域連合では、歯科健診や認知症予防を目的としたフレイル対策等の健康長寿事業に取り組んでおります。市といたしましても、引き続き多くの被保険者が活用できるよう協力してまいります。

**【健康推進部 後期高齢者・重心医療室】**

(5) 特定健診、人間ドック、ガン健診、歯科健診、難聴検査を無料で実施してください。

**【回答】**

後期高齢者医療制度の被保険者を対象とする後期健診は、保険者である広域連合が実施主体となり、市町村に委託する形で事業を行っており、本市における健診費用の本人負担分は、制度開始当初から市が負担し、無償としております。

また、人間ドック等の受診にかかる費用につきましても一部助成を行うなど、被保険者自らが健康管理や病気の予防等に取り組み、積極的に健康チェックができる機会の一助となるよう努めてまいりました。

令和6年度(2024年度)におきましても、人間ドック等の受診にかかる費用助成を含め、被保険者の健康増進についての取組をこれまでと同様に継続してまいります。

検診につきましては、胃がん検診、大腸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、子宮がん検診、口腔がん検診、肝炎ウイルス検診、前立腺がん検診を実施しています。これらの自己負担額につきましては、後期高齢者医療制度被保険者(75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定の障がいがある方)、生活保護受給者の方、非課税世帯の方、中国残留邦人等支援給付制度適用の方等を無料としております。

歯科健診につきましては、保険者である広域連合が前年度中に75歳又は80歳に到達した被保険者を対象に無料で実施し、フレイル対策等の健康長寿事業として取り組んでおります。

市といたしましても、多くの被保険者が活用できるよう協力してまいります。

**【健康推進部 保健センター、後期高齢者・重心医療室】**

(6)加齢性難聴者への補聴器助成制度の創設を県、広域連合、国に求めてください。

【回答】

補聴器につきましては、現状では、後期高齢者医療制度として保険診療の対象とはなっておりませんが、保険者である広域連合と連携しながら、国や県の動向を注視してまいります。

【健康推進部 後期高齢者・重心医療室】

### 3. 地域の医療提供体制について

(1) 埼玉県において、医師・医療従事者不足が発生していることから、国および県に対して、病院の統廃合・縮小をはじめ目的とする方針の撤回、そして、地域の公立・公的病院、民間病院の拡充を求めてください。

【回答】

埼玉県は人口10万人当たりの医師数が全国で最も少なく、また、一般病床数についても不足しております。また、本市のある東部医療圏は、県の平均よりも医師数、一般病床数ともに少ない状況でございます。

市民の方々が安心して暮らすことができる医療提供体制整備は非常に重要であることから、市といたしましても、地域医療の整備・拡充が図れるよう、必要に応じ近隣市と連携し、様々な機会を捉え、県に要望してまいりたいと考えております。

【健康推進部 健康づくり課】

(2) 医師・看護師など医療従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるように処遇改善をはじめ、必要な対策や支援を行ってください。

【回答】

医療従事者への対策や支援につきましては、国において、医師の時間外労働時間の上限を設ける医師の働き方改革など、医療従事者の勤務環境の改善に向けた対策が進められていることから、必要に応じて市内医療機関等へ情報提供を行い、医療環境を整備し、医療従事者の確保にご協力いただくようお願いしてまいりたいと考えております。

【健康推進部 健康づくり課】

### 4. 新たな感染症に備えて、住民のいのちを守るために安心して医療が受けられるために

(1) 保健センターなどの人員体制を強化してください。

【回答】

住民の健康づくり・保健予防活動を所管する保健センターの人員体制につきましては、令和5年度(2023年度)には3名、令和6年度(2024年度)には3名の保健師を新たに配置しております。今後につきましても、市全体の人件費及び職員定数等を考慮する中で、適正な職員配置を進めてまいります。

【総務部 職員課、健康推進部 保健センター】

(2) 県に対して、保健所の増設や体制強化などを要望してください。

【回答】

保健所は、新型コロナウイルスなどの感染症への対応のみならず、その他多岐にわたる専門的な業務を実施しております。そのようななかで十分な新型感染症への対策が講じられるよう、体制や人員の強化について、様々な機会を捉えて、県に要望してまいりたいと考えております。

## 2. だれもが安心して介護サービス・高齢者施策を受けられるために

### 1. 安心で十分な介護サービスの提供体制をつくってください。

厚労省の社会保障審議会は第9回介護保険事業計画では、要介護1・2の生活援助等サービスを市町村の「総合事業」に移行、ケアマネジメントに自己負担導入は先送りしましたが、所得基準額の引き下げで利用料2割負担を実施しようとしています。介護保険制度創設の原点に戻って、公的責任に基づく介護保障にするように県、国に求めてください。

#### 【回答】

現在、国におきましては、総合事業に関する評価・分析及び利用者やケアマネジメントに与える影響等を踏まえて包括的な検討が行われております。市といたしましても、高年者が求めるサービスを提供できるよう制度設計が必要と考えますが、介護保険制度の持続可能性を確保していくことも重要と考えますので、今後の国や県の動きを注視してまいります。

【健康推進部 地域介護課】

### 2. 1号被保険者の介護保険料を引き下げてください。

物価高騰の中で、住民は困窮しています。保険料の見直しを行い、住民の負担軽減に努力してください。

#### 【回答】

本市におきましても、高齢化により介護給付費は伸び続けており、この傾向は今後も続くことが予想されます。現在の第9期介護保険事業計画（令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）まで）における介護保険料の算定に当たっては、負担が過大にならないよう介護給付費の推計を行うほか、被保険者の負担軽減を図るため、介護給付費準備基金を充てております。

【健康推進部 地域介護課】

### 3. 低所得者に対する自治体独自の介護保険料減免制度を拡充してください。

非課税・低所得者、単身者への保険料免除など大幅に軽減する減免制度の拡充を行なってください。物価高騰などさまざまな事由によって生活困難が広がっている現下の状況に対応して、低所得者の個々の状況に迅速に対応できる減免の仕組みとしてください。

#### 【回答】

市では、介護保険が適用されない施設（精神科病院など）に6か月以上入所していて、退所の見込みがない方を対象とした独自の介護保険料減免制度を設けておりますが、介護保険制度全体のバランスを考えますと、現行以上の減免制度の拡充は困難であると考えております。

今後とも対象の方への説明及び対応等を丁寧に行ってまいります。

【健康推進部 地域介護課】

### 4. 介護を必要とする人が安心して介護が利用できるようにしてください。

(1) 利用料限度額の上限を超えた分については独自に助成してください。

#### 【回答】

介護保険制度では、要介護状態区分（要支援1・2、要介護1～5）に応じて、利用できる

サービス費用の上限額（支給限度額）が決められています。この上限を超えてサービスを利用した場合、超えた分については全額自己負担になりますが、独自助成は難しいものと考えております。

なお、利用者の心身の状態が変化し、支給限度額以上のサービスが必要となったときは、要介護認定区分変更申請を行うことで、随時、要介護状態区分の見直しをすることが可能となっております。

【健康推進部 地域介護課】

(2) 一昨年8月に改訂された「特定入所者介護サービス費（補足給付）」について、負担が増えた利用者に対して実態を把握し、利用抑制にならない対策を講じてください。

【回答】

施設利用者の負担軽減につきましては、低所得者が施設を利用した場合の居住費・食費の負担を軽減する「特定入所者介護サービス費（補足給付）」制度が設けられておりますが、他の居宅サービス利用者との公平性の観点から、施設の平均入所期間と費用額を勘案した結果、令和3年（2021年）8月から当該サービス費の費用負担等が見直されました。

なお、市独自の低所得者の負担軽減制度として、施設サービスを利用した場合、居住費・食費を除く利用者負担額の一部について補助を行う「介護保険サービス利用者負担補助制度」を設けております。引き続き、低所得者が経済的に利用困難とならないよう支援してまいります。

【健康推進部 地域介護課】

5. 看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームについて、食費と居住費の負担軽減など利用希望者が経済的に利用困難とならない助成制度を設けてください。

【回答】

「特定入所者介護サービス費（補足給付）」による負担軽減につきましては、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護、グループホームが居宅サービスの位置付けであるため、居住費・食費を助成する対象にはなりません。

令和3年（2021年）8月から「特定入所者介護サービス費（補足給付）」の費用負担等が見直されたところであり、さらなる助成制度につきましては、創設は難しいものと考えております。

市独自の低所得者の負担軽減制度といたしましては、「介護保険サービス利用者負担補助制度」を設けております。引き続き、低所得者が経済的に利用困難とならないよう支援してまいります。

【健康推進部 地域介護課】

6. 訪問介護事業所の実態を調査し支援をおこなってください。

(1) 小規模事業の大半は赤字経営になっています。自治体として財政支援を行ってください。

【回答】

介護事業所が介護サービスを継続的に提供できるよう、保険者として、引き続き国等の支援策について迅速な情報収集に努めるとともに、介護事業所への案内等、適切な対応を行ってまいります。

【健康推進部 地域介護課】

(2) 新型コロナが5類にさがっても感染者は多く、感染防止対策として、介護事業所へのマスクや衛生材料などの提供を自治体として実施してください。

【回答】

現時点では、衛生材料などを提供する予定はございません。今後につきましては、社会情勢を見極めつつ必要な対応を行ってまいります。

【健康推進部 地域介護課】

(3) 介護従事者や入所・通所サービスなどの利用者へのワクチン接種の助成を創設してください。また、公費による定期的なPCR検査等を実施してください。

【回答】

現時点では、ワクチン接種の助成や公費による検査などを提供する予定はございません。今後につきましては、社会情勢を見極めつつ必要な対応を行ってまいります。

【健康推進部 地域介護課】

7. 在宅を推し進める国の意向に反して、訪問介護報酬が今回マイナス改定となる予定です。ヘルパー不足の中、ヘルパーの離職や小規模の訪問系サービスの閉鎖が懸念されており、利用者が必要なサービスを受けられなくなるリスクがあるため、自治体として改善してください。

【回答】

基礎自治体が独自で行う改善対応につきましては、財源確保等の課題から難しいものと考えておりますが、介護サービスの需要の高まりが予想されるなかで、昨今のヘルパー不足及び高い離職率は懸念すべき問題であると認識しております。

利用者が必要なサービスを受けられないなど不利益を被ることがないよう、今後、国がこうした課題や問題への対策を講じていくものと考えております。市といたしましてもその動向を注視していくとともに、積極的な情報収集に努め、必要な情報を迅速に介護サービス事業者へ周知してまいります。

【健康推進部 地域介護課】

8. 特別養護老人ホームや小規模多機能施設などの施設や在宅サービスの基盤整備を行ってください。

【回答】

令和5年度（2023年度）までの「第8期介護保険事業計画」期間中には、広域型特養192床（ユニット型）が新設、既存特養（多床室）が12床増床となったほか、地域密着型サービスの看護小規模多機能型居宅介護は、1か所整備を予定しております。

今後の介護施設の整備につきましては、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの「第9期介護保険事業計画」において、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護をそれぞれ1か所整備する予定となっております。

【健康推進部 地域介護課】

9. 地域包括支援センターの体制の充実を図ってください。

【回答】

地域包括支援センターは、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を包括的に提供する「地域包括ケア」の中核を担う機関であり、その体制充実と機能強化が必要であると認識しております。令和4年度（2022年度）からは、地域包括支援センター職員の業務負担軽減を目的として、事務職員の配置を行っているほか、令和5年度（2023年度）からは、在宅福祉センターきくの里において、地域包括支援センター職員等を対象とした各種研修会や交流会、事例検討会を実施するなど地域包括支援センターの支援事業を開始しております。

今後も引き続き団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年を見据え、地域包括ケアの深化・推進を図ってまいります。

【健康推進部 地域介護課】

10. 地域の介護提供体制について、介護福祉士・ヘルパーなど介護福祉従事者の離職防止、確保と定着、増員が可能となるよう必要な対策や支援を行ってください。

介護支援専門員の確保が困難になり、ケアマネ難民が発生している実態があります。県独自の処遇改善制度の創設を県に要請してください。また、資格更新受講料負担など介護支援専門員の安定的な確保に向けての施策を検討して下さい。（東京都では独自の処遇改善手当として月額2万円手当あり）

【回答】

介護職員の確保と定着に係る対策として、介護職員の資格取得を支援するため、市内の介護サービス事業所に継続して就業する介護職員に対し、令和3年度（2021年度）から介護職員初任者研修に係る費用の一部を補助する事業を実施しております。さらに、令和4年度（2022年度）からは、対象を介護職員実務者研修にも補助を拡大して実施しております。

県独自の処遇改善制度の創設については、県と意見交換を行う中で、介護支援専門員の確保のための有効な制度の創設を要望してまいります。また、資格更新受講料負担等については、国や県の動向を注視していく中で、介護支援専門員の安定的な確保のための有効な取組を検討してまいります。

【健康推進部 地域介護課】

11. ヤングケアラーについて

埼玉県はヤングケアラー条例が2020年3月31日に制定し、予算を取り支援策を具体化している自治体では、実態調査やアンケート、また、小中学生からの要望出してもらうなど開始しています。貴市町村のヤングケアラー支援に関する施策を教えてください。

【回答】

市では、子どもに関わる様々な相談を受け、関係機関と連携を図り、子どもや家庭に対する必要な支援や寄り添った対応を行っております。

その中で、日常的に家族の介護、育児、家事などにあたり、学習や友達と遊ぶ機会が奪われるなど、不適切な養育環境にある子どもがいる世帯につきましては、要保護、要支援世帯として、相談支援を行い、必要に応じて関係機関と連携し、家族全体の課題解決に努め、養育環境の改善を図るとともに、子どもが健全に過ごせるよう、継続的に見守りを行っております。

そのほかにも、チラシの配布、広報「そうか」や市ホームページへの掲載をする中で、相談窓口などの情報について周知を図っております。

【こども未来部 こども家庭課】

12. 保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）を廃止し、誰もが必要な介護（予防）サービスを利用しながら、その人らしく生活することができるような介護保険制度となるよう県や国に要請してください。

【回答】

保険者機能強化推進交付金等のインセンティブ交付金は、市町村の様々な取組の達成状況を評価できるよう客観的な指標を設定し、市町村の高年者の自立支援、重度化防止等に関する取組を支援する交付金です。

市といたしましては、この制度が高年者の自立支援、重度化防止等にとり有効な制度となるよう、指標の妥当性や交付金の活用方法等、国の動向を注視していく中で必要に応じて要望してまいります。

【健康推進部 地域介護課】

13. 上記の改善をするうえで、利用者の負担増にならぬよう、介護保険財政における国庫負担割合を大幅に引き上げるよう国に要請してください。

【回答】

利用者負担につきましては、保険料の大幅増にならないように、市の給付費推計を適切に行い、抑制を図るほか、財源の負担に関しましては、保険給付と利用者負担のバランスを図りつつ、介護保険制度の持続可能性を確保していくことが重要と考えておりますので、今後の国の動きを注視してまいります。

【健康推進部 地域介護課】

14. 介護給付費準備基金残高から 2024 年度に執行した金額はいくらですか。

【回答】

令和 6 年度（2024 年度）草加市介護保険特別会計当初予算において、介護給付費準備基金から 4 億 3, 233 万 5 千円を繰り入れる予定としております。

【健康推進部 地域介護課】

### 3. 障害者の人権とくらしを守る

1. 障害者福祉施策の実施にあたっては、第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の実現を目指すとともに、障害者権利条約、国連権利委員会の日本政府に出された総括所見、骨格提言の主旨を踏まえ、人権を尊重し、当事者の意見を十分に受け止めてください。

【回答】

障がい者福祉施策の実施にあたりましては、令和 6 年（2024 年）3 月に策定した、第四次草加市障がい者計画及び第 7 期草加市障がい福祉計画に基づき行ってまいります。

両計画の策定にあたりましては、厚生労働省の定める基本的な指針と県の方針に基づき、本市における障がい者や障がい児を取り巻く変化や課題に対応するため、障がい当事者や介護者、支援事業者や知識経験者等により構成される計画策定のための協議の場を設け、丁寧に意見等を伺ってまいりました。

なお、第 3 期障がい児福祉計画につきましては、「子どもも親も いきいき 子どもにやさしく 安心して子育てできるまち そうか」を基本理念に掲げ、障がい児の保護者等のニーズを把握するためアンケート調査を行いながら策定したところです。



通常の支援におきましても、今までと同様、保護者から児童の状況を丁寧にかがみ、ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援の提供に努めてまいります。

【福祉部 障がい福祉課、こども未来部 こども政策課】

## 2. 障害者が地域で安心して暮らせるために、予算措置をしてください。

(1) 障害者地域生活支援拠点事業での実施した事業、今後の計画を教えてください。

### 【回答】

障がい者地域生活支援拠点等事業につきましては、自立支援協議会等の既存の協議会や草加市基幹相談支援センターなどの相談支援事業所等と連携しながら、障がい者が住みなれた地域で安心して生活することができる仕組みの構築を進めております。

また、障がい者の居住の支援については、重度障がい者の受入れに対応できる障がい者支援施設やグループホーム、短期入所などの施設整備が必要であると考えており、本市の実情を踏まえながら、実績のある民間事業者による整備を行うことができるよう、引き続き取り組んでいるところです。

今後につきましても、市内事業所における質の向上を図るため、専門的人材の育成等に向けた国や県等における研修等について、積極的な参加を促すなど情報提供を行いながら、障がい者の緊急時の受入れや、自立した生活が円滑に行われるための短期入所やグループホームにおける体験の機会の確保など、引き続き整備を進めてまいります。

【福祉部 障がい福祉課】

(2) 施設整備については、独自補助の予算化を進めてください。

### 【回答】

施設整備につきましては、整備を行う民間事業者の負担を少しでも軽減できるよう、条件に応じて整備費補助を行ってまいります。

【福祉部 障がい福祉課】

(3) 当該市町村内に、入所施設あるいは入所施設の機能を持った施設、グループホーム（重度の障害を持つ人も含め）、在住する障害者の数を把握し、計画的な設置を要望します。市町村での障害を持った方の暮らしの場の資源、支援が必要としている計画を策定してください。事業の推進に困難を抱えている場合は、その理由を教えてください。

### 【回答】

令和6年（2024年）3月に策定した第四次草加市障がい者計画及び第7期草加市障がい福祉計画において、居住の場の支援の確保や整備に関する考え方を明記しております。

本市における障がい者数は、障がいの特性により様々ですが、年々増加傾向にあることから、暮らしの場につきましては、前計画に引き続き、入所、通所を問わず、専門性のある質の高いサービスを行うことができる障害福祉サービス事業所や、障がいへの理解促進等の取組が必要であると考えております。

本計画に基づく事業の推進につきましても、自立支援協議会などの既存の協議会や障害福祉サービス事業所等と情報共有や連携を図りながら、民間事業所などによる整備の促進等を含め、障がい者の地域移行の促進に向けた暮らしの場の整備に引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

(4) 家族介護からの脱却を図ってください。点在化している明日をも知れない老障介護（80歳の親が50歳の障害者を介護・90歳の親が60歳の障害者を介護しているなど）家庭について、把握して、緊急に対応ができるように、行政としての体制を整えてください。

【回答】

老障介護など、様々な家庭の事情により支援を必要としている方につきましては、引き続き、障がい者の相談支援事業所及びサービス提供事業者などの関係機関と連携し、ケースワークを通じ適切に支援してまいります。また、自立支援協議会などによる支援者間の情報共有化を図るとともに、緊急時の対応についても取組を進めてまいりたいと考えております。

【福祉部 障がい福祉課】

3. 障害者施設の職員不足は、常態化しています。市町村として、有効な手立てをとってください。

※人材紹介での求人は、多額の紹介料を必要とします。国や県へ、施策を要望するとともに、相談窓口を設けるなど市町村で独自に職員確保のための施策を講じてください

【回答】

障害福祉サービス事業所等における職員の確保、特に重度障がい者等の支援施設等における質の高い専門的人材の確保等につきましては、大変困難な状況にあり、喫緊の課題の一つであると認識しております。

今後におきましても、国や県の動向を注視しながら情報収集を行うとともに、様々な機会を捉え、国や県へ適切な対応が図られるよう要望してまいりたいと考えております。

【福祉部 障がい福祉課】

4. 重度心身障害者等の福祉医療制度を拡充してください。

(1) 所得制限、年齢制限を撤廃すること。一部負担金等を導入しないでください。

【回答】

重度心身障害者医療費支給事業（以下「重心医療」といいます。）につきましては、制度の運営上県の補助が必要不可欠であり、市独自で県補助の対象外となる所得制限及び年齢制限を撤廃することは困難であると考えております。

また、一部負担金等の導入につきましては、現在のところ県から具体的な通知等はございません。

今後につきましても、県や近隣自治体の動向を注視しながら実施してまいります。

【健康推進部 後期高齢者・重心医療室】

(2) 精神障害者は1級だけでなく2級まで対象としてください。また、急性期の精神科への入院も補助の対象としてください。

【回答】

重心医療における県の補助要綱では、65歳未満の精神障害者保健福祉手帳（以下「精神手帳」といいます。）1級所持者の精神病床入院医療費や2級所持者にかかる医療費につきましては、補助対象外とされていることから支給対象になっておりません。ただし、65歳になる前に精神手帳2級を所持した方が65歳以上になり、広域連合の障害認定を受け、後期高齢者医療

制度に移行した場合は、重心医療の支給対象となります。

なお、上記以外の精神手帳2級の方を重心医療の対象にできるかにつきましては、県や近隣自治体の状況及び財政面等、事業の持続可能性を含めて勘案する中で検討する必要があります。従いまして、現段階においては市単独での対象者拡大は、困難であると考えております。

【健康推進部 後期高齢者・重心医療室】

(3) 二次障害（※）を単なる重度化ととらえるのではなく、起因や治療など科学的な診断の中で進行が抑えられるように、医療機関に啓発を行ってください。

※脳性麻痺をはじめとする多くの身体障害者（他の障害も含まれます）は、その障害を主な原因として発症する二次障害（障害の重度化）に悩んでいます。重度化する中で、苦痛とともに、日々の生活に困難が倍増し、不安と戸惑いが伴っています。保健、医療、福祉がそれに十分応えられていません。

【回答】

二次障害についての援助等につきましては、医師等による専門的な判断の必要性や、医療機関、関係機関との調整等が生じるなどの課題があることから、今後とも国や県の動向を注視してまいります。

【健康推進部 後期高齢者・重心医療室】

## 5. 障害者生活サポート事業、福祉タクシー事業について

### (1) 障害者生活サポート事業

① 未実施市町村は、県単事業の障害者生活サポート事業を実施してください。実施していない理由を教えてください。

【回答】

本市におきましては、生活サポート事業を既に実施しております。

【福祉部 障がい福祉課、こども未来部 こども政策課】

② 実施市町村は利用時間の拡大など拡充してください。

【回答】

利用者一人当たりの利用時間は、年間150時間を上限としております。利用時間の拡充等につきましては、登録事業所における支援体制等の課題の整理を行いながら、引き続き調整を図ってまいりたいと考えております。

また、必要に応じて、短期入所や日中一時支援事業及び移動支援事業といった生活サポート事業以外のサービスについてもご案内するなど、相談者が求めるサービスを把握し、適切に支援が行えるよう対応しております。

【福祉部 障がい福祉課、こども未来部 こども政策課】

③ 成人障害者への利用料軽減策を講じるなど、制度の改善を検討してください。

移動の自由を保障する制度です。市町村事業になり、市町村格差が生まれています。

【回答】

生活サポート事業では、障がい児・者で利用料の区分はされておられません。なお、利用料は利用者世帯階層区分により7階層に分かれており、所得税額に応じて設定しておりますが、生活保護法による被保護世帯及び生計中心者が前年所得税非課税の世帯につきましては、利用

者負担はありません。

【福祉部 障がい福祉課、こども未来部 こども政策課】

## (2) 福祉タクシー事業

- ① 初乗り料金の改定を受けて、配布内数を増加してください。利便性を図るため、100円券（補助券）の検討を進めてください。

### 【回答】

福祉タクシー・自動車燃料費助成制度につきましては、移動の困難な心身に障がいのある方の自立した生活と社会参加の促進を図ることを目的とし、タクシー初乗運賃相当額の福祉タクシー利用券及び自動車燃料費利用券を交付しているものです。

令和2年度（2020年度）からの初乗運賃の改定に伴い、利用券1枚につき500円の助成となり、一人当たりの年間の助成額を維持するため、年間交付枚数を26枚から38枚に増やしております。

また、利便性等の課題につきましては、引き続き県や福祉タクシー運営協議会に対して伝えてまいりたいと考えております。

【福祉部 障がい福祉課】

- ② 福祉タクシー制度やガソリン代支給制度は3障害共通の外出や移動の手段として介助者付き添いも含めて利用できること。また、制度の運用については所得制限や年齢制限などは導入しないようにしてください。

### 【回答】

福祉タクシー・自動車燃料費補助制度の対象者は、年齢や所得に関係なく、身体障がい者手帳を所持されている方は1級から3級まで（ただし、3級の上肢のみの障がいを除く）、療育手帳を所持されている方はAからBまで、精神手帳を所持されている方は1級から2級までの方としております。

また、障がい者手帳を所持されているご本人による運転が困難な場合は、介助者や付き添いのご家族など、介護されている方を含めてご利用いただくことができるものとなっております。

【福祉部 障がい福祉課】

- (3) 両事業とも地域間格差を是正するために、県へ働きかけ、県の補助増額や県の補助事業として、復活することをめざすようにしてください。

### 【回答】

福祉タクシー・自動車燃料費補助制度につきましては、以前は、地域生活支援事業における国、県の補助対象事業であったことから、国、県に対し、当該事業の補助率等について見直しを図るよう、機会を捉えて要望してまいります。

【福祉部 障がい福祉課】

## 6. 災害対策の対応を工夫してください。

- (1) 避難行動要支援者名簿は手上げ方式ですが、希望しなくても必要な人、家族がいても、希望する人は加えてください。登載者の避難経路、避難場所のバリアフリーを確認してください。

### 【回答】

市では避難行動要支援者名簿への登録に際し、市が定めた支援事由に該当する候補者の方に

「草加市避難行動要支援者候補者状況確認書」を送付し、候補者の居住状況や名簿登録の意思を確認しております。

避難行動要支援者名簿には氏名や住所に加え、障がいの等級や要介護度などのセンシティブな個人情報も含まれており、災害時には避難支援などを実施するために本人の同意なく消防機関や警察などに名簿情報を提供することとなっておりますので、名簿への登録を希望しない方を名簿に登録することは難しいと考えております。

なお、ご家族と同居されている方につきましては、ご家族が日中や夜間に仕事などで不在となり、実質的に単身者と同様の状態になってしまう方は避難行動要支援者名簿への登録対象となりますので、「草加市避難行動要支援者候補者状況確認書」に登録希望とご回答いただければ避難行動要支援者名簿への登録が可能となっております。

次に、避難経路につきましては、避難行動要支援者名簿を活用し、関係機関や団体の協力を得ながら要支援者の避難誘導支援を行うこととしておりますが、災害の状況に応じて避難先が変わる可能性があることなどを踏まえ、地域の方々と連携した取組が必要と考えております。また、避難所となる市内小中学校には、スロープの設置や多機能トイレの整備を行い、避難所のバリアフリー化を図っております。

なお、市では令和3年度（2021年度）から、スマートフォンのGPS機能を利用して現在地からの避難経路を確認できる防災アプリ「防災草加」を導入しております。今後につきましては、新たな情報機器を活用した対策について検討してまいりたいと考えております。

【市長室 危機管理課】

(2) 福祉避難所を整備し、直接福祉避難所に入れるように登録制など工夫してください。

【回答】

福祉避難所につきましては、特別養護老人ホームや障がい者施設などの平時に入所又は通所施設として運営されている施設を指定しております。現在の災害時の対応につきましては、福祉避難所の受け入れ人数に限りがあるため、各施設の安全確保や職員の配置等の確認を行った上で福祉避難所として開設することから、施設へ直接避難することは想定しておりません。また、登録制度につきましても、市外からの避難者の方や、発災時に受けたケガなどによって福祉避難所の利用が必要となる方の避難が想定されるなど、災害の種類や程度、被災状況などによって福祉避難所を必要とする方が異なるほか、施設の受け入れ体制も異なっておりますので、福祉避難所への入所につきましては、発災時の状況を見極めながらの判断になると考えております。

一方、令和3年（2021年）5月の災害対策基本法の改正に伴い、福祉避難所の指定時にあらかじめ受入対象者を特定し、本人とその家族のみが避難する施設であることを公示する制度が創設されておりますので、今後は国や県から示されたガイドラインなどを参考の上、直接福祉避難所へ受け入れるために必要となる条件や課題などを整理してまいりたいと考えております。

【市長室 危機管理課】

(3) 避難所以外でも、避難生活（自宅、車中、他）している人に、救援物資が届くようにしてください。

【回答】

救援物資につきましては、必要とする方に出来る限り公平に届くよう、在宅避難者や車中泊

で避難している方にも避難者名簿への登録を勧め、避難所を物資供給拠点とし、救援物資を提供させていただくこととしております。

【市長室 危機管理課】

(4) 災害時、在宅避難者への民間団体の訪問・支援を目的とした障害者の名簿の開示を検討してください。

【回答】

避難行動要支援者名簿には氏名や住所に加え、障がいの等級や要介護度などのセンシティブな個人情報も含まれていることから、名簿の開示につきましては慎重に対応すべきものと認識しております。そのため、災害時において在宅避難者の安否確認などにかかるマンパワーが必要であると認識しておりますが、現在のところ、民間団体の訪問を目的とした名簿の開示は難しいと考えております。

【市長室 危機管理課】

(5) 自然災害と感染症発生、また同時発生等の対策のための部署をつくって下さい。保健所の機能を強化するための自治体の役割を明確にし、県・国に働きかけてください。

【回答】

感染症対策に係る事務につきましては、都道府県又は中核市以上の自治体が権限を有しており、本市における感染症対策は県が所管する草加保健所が対応しておりますので、引き続き県と連携し、必要な対応を図ってまいります。

また、保健所の機能を強化するための自治体の役割につきましては、「地域防災計画」に自然災害のほか感染症発生に関して市が取り組むべき対策として、的確な情報提供や相談窓口の設置をすること、医療救護等対策として、県が設置する地域災害保健医療対策会議と情報を共有し、二次保健医療圏内における医療に関わる連携を図ることと定めております。

【市長室 危機管理課】

7. 新型コロナウイルス感染防止対策の徹底と財政の後退なく、物価高への補助金の増額継続を。

(1) アルコール消毒、マスクなど衛生用品を障害者施設に配布してください。安定供給にするための手立てを行ってください。

【回答】

新型コロナウイルス感染症につきましては、令和5年（2023年）5月から感染症法上の5類感染症に位置づけられたことに伴い、市におきましても、国の方針に基づき対応を行っております。

アルコール消毒やマスクなど衛生用品につきましては、現在、市場に安定して供給されているため、市では配布予定はございませんが、引き続き国や県の動向を注視しながら、市場が不安定となるような事態が生じた場合には、国や県と連携・調整の上、対応を検討してまいりたいと考えております。

【福祉部 障がい福祉課】

(2) 入院し、治療できるように、医療機関に周知してください。

【回答】

5類移行後のコロナ患者の入院調整につきましては、医療機関間での調整が基本となるため、県では、医療機関の情報共有を図ることで、入院調整や多くの医療機関での受入が促進されるよう取り組んでいると伺っております。医療機関間での調整が基本となりますが、必要に応じて、県と連携を図り、対応してまいります。

【健康推進部 健康づくり課】

(3) 障害者への優先接種を継続して行ってください。ワクチン接種は日ごろから利用している場所で行えるようにしてください。

【回答】

令和6年度（2024年度）の秋冬から、新型コロナワクチンは定期接種に移行いたしますが、引き続き障がい者施設や関係団体等と連携して対応を行ってまいります。

【健康推進部 保健センター】

(4) 物価高によって、事務所維持経費が増大しています。障害者施設に補助金の増額、継続をしてください。

【回答】

事業所に対する物価高騰への支援につきましては、今後の物価の状況や国と県の動向、事業所の実情などを注視するとともに、あらゆる支援とのバランスを鑑みながら必要性について整理してまいりたいと考えております。

【福祉部 障がい福祉課】

## 8. 難病患者の就労を進めてください。

埼玉県内の市町村においても手帳のない難病患者を積極的に雇用していただきたくお願いいたします。また、今後の為に差支えなければ、現在難病患者を雇用している場合はその現状を、また雇用していない場合はその理由を具体的にお聞かせください。

※2022年12月県定例会の知事回答で、大野知事が埼玉県として手帳のない難病患者を採用することを明言し、令和5年度から県の組織「スマートステーションflat」（令和2年4月1日開設）で、障害者枠外の手帳のない難病患者も採用することになりました。

また、埼玉県産業労働部雇用労働課でもチラシを作成し、少しの配慮で働ける難病患者がいることを、人材を探している企業向けに周知しています。

そのような状況下、難病は指定難病だけでも388疾患あり病態も様々で、障害者手帳の所持者はその半分程度となっている。手帳がない難病患者は、障害者総合支援法の対象であるにもかかわらず、障害者雇用推進法では対象外のため障害者枠で応募ができません。

【回答】

人事異動に係る自己申告制度を実施しておりますが、自己申告において難病指定されている疾病を患っている旨の記載のある職員が数名おりました。

難病は症状や個人によって差が大きく必要な配慮も異なることから、就業可能となる勤務形態や職務内容について、他の自治体の取組状況などを注視し、適正な職員配置を進めてまいります。

【総務部 職員課】

## 4. 子どもたちの成長を保障する子育て支援について

### 【保 育】

1. 公立保育所又は認可保育所の拡充で、待機児童を解消してください。

(1) 待機児童の実態を教えてください。

- ① 潜在的な待機児童も含め希望したのに認可保育所に入れない待機児童数(4/1時点)の実態を教えてください。

### 【回答】

令和6年(2024年)4月1日時点の保育所等保留者数は452人です。そのうち、国基準の待機児童数は24人です。

【こども未来部 保育課】

- ② 既存保育所の定員の弾力化(受け入れ児童の増員)を行なった場合は、年齢別の受け入れ児童総数を教えてください。

### 【回答】

草加市の公立保育園の定員基準及び公立保育園の耐震化工事の調整がないと仮定して定員まで受け入れた場合には、令和6年(2024年)4月1日時点の施設で、4,020人です。

【こども未来部 保育課】

(2) 待機児童解消のために、公立保育所又は認可保育所を増設してください。

- ① 待機児童解消のための対策は、公立保育所の維持と認可保育所を増設を基本に整備をすすめてください。

### 【回答】

今後につきましても、状況を判断しつつ、公立保育所の運営と認可保育所を増設を基本に必要な整備を行い、待機児童の解消に努めてまいります。

【こども未来部 保育課】

- ② 育成支援児童の受け入れ枠を増やして、補助金を増額し必要な支援が受けられる態勢を整えてください。

### 【回答】

必要な支援が受けられるよう、態勢を整えてまいります。

【こども未来部 保育課】

- ③ 認可外保育施設が認可施設に移行する計画の場合は、施設整備事業費を増額して認可保育施設を増やしてください。

### 【回答】

家庭保育室が認可施設に移行する場合の施設整備費の補助事業に関しましては、今後につきましても、継続してまいりたいと考えております。

【こども未来部 保育課】

2. 子どもの命を守るためにも、一人ひとりの気持ちに寄り添い成長発達に必要な支援を行うためにも、少人数保育を実現してください。



5類に移行しましたが、コロナ感染を防止するためには、保育する子どもの人数を少なくして密を避けることが必要です。また、一人親家庭など困難を抱える家庭や児童が増えている中、きめ細かい支援を少人数保育の中で行うためにも各園に数名の保育士を増やしてください。

**【回答】**

入園保留者がいる現状では、少人数保育の実現は難しいと考えております。各保育園におきましては、消毒や換気、密になりやすい行事などの見直しなどを行い、新型コロナウイルス感染症対策に細心の注意を払いながら保育を実施しております。

今後につきましても、一人ひとりの個性を大切にされた保育の実践に努めてまいります。

また、正規職員の任用につきましても、毎年採用試験を実施する中で、令和6年（2024年）4月1日付けでは4人を採用いたしました。令和7年度（2025年度）に向けての採用試験の実施につきましても、社会情勢の変化などに対応していくため、人員の配置が特に必要と認められる場合には柔軟に対応するとともに、再任用職員や会計年度任用職員の活用を図りながら、人的資源の効率的な配置に努めてまいります。

**【総務部 職員課、こども未来部 保育課】**

**3. 待機児童をなくすために、また子育て家族の生活を支える保育所等の機能の重要性を踏まえて、その職責の重さに見合った処遇を改善し、増員してください。**

待機児童を解消するためには、保育士の確保が必要です。保育士の離職防止も含めて、自治体独自の保育士の処遇改善を実施してください。また、75年ぶりに「1歳児及び4、5歳児の配置基準が改善されるたたき台」が出されましたので、早期に保育士の補充ができるようにしてください。

**【回答】**

公立保育園の会計年度任用職員の処遇改善につきましても、臨時的任用職員として任用していた令和元年度（2019年度）まで、時給単価の引上げや、児童福祉施設に勤務する職員の期末手当等の支給割合の引上げを、正規職員と同じ支給割合を用いて、処遇改善を行ってまいりました。

令和2年度（2020年度）からは、国の制度を原則とする会計年度任用職員制度が導入され、勤務条件については、労使での協議により、休暇制度の拡充等を行ってまいりました。

令和3年度（2021年度）には、公立保育園等の会計年度任用職員の給料等の水準の引き上げを行うなど、労使協議の上で処遇改善を行いました。

令和6年度（2024年度）からは、期末手当の支給要件を満たす会計年度任用職員に対して、新たに勤勉手当の支給も行っております。

今後につきましても、勤務条件等は国から示されている制度の中で運用することが求められますが、市の財政事情や近隣市の状況等を勘案しながら、労使で協議を行い、定めてまいりたいと考えております。

また、公立保育園の正規職員の保育士につきましても、令和5年度（2023年度）に5名、今年度には4名を新たに配置しております。

今後につきましても、市全体の人件費及び職員定数等を考慮する中で、適正な職員配置を進めてまいります。

**【総務部 職員課、こども未来部 保育課】**

**4. 保育・幼児教育の「無償化」に伴って、給食食材費の実費徴収などが子育て家庭の負担増にな**

らないようにしてください。

消費税は生活必需品に一律にかかる税で、所得が低い人ほど負担割合が高くなる特徴を持った税制度であり、保育料が高額である0歳～2歳児の世帯は消費税だけがのしかかることとなります。県内では子育て支援政策として0歳～2歳児の保育料を無償化する自治体が増えました。また、3歳児以上児の実費徴収となっている給食費においても自治体負担によって無償化される地域が増えています。物価高騰や生活に見合わない給与によって、保育料や給食費が保護者の大きな負担となっています。地域の子育てを手厚くするためにも、少子化対策、子育て支援政策として、保護者の負担軽減のために積極的に取り組んでください。また、県に対して意見書をあげるなどの働きかけを行ってください。

(1) 0歳～2歳児の保育料を無償化、大幅に軽減してください。

【回答】

0歳～2歳児の保育料の無償化または大幅な軽減につきましては、様々な子育て施策の一つとして、本市の厳しい財政状況の中で、子育て世代の経済的負担の軽減や保育の多様なニーズへの対応、子どもの育ちを支える環境づくりなどの総合的な観点から慎重に検討してまいります。

【こども未来部 保育課】

(2) 給食費食材費(副食費)を無償化してください。

【回答】

副食費につきましては、保育料と同様に所得や家庭状況に応じた免除制度とともに、本市では民間保育所等に主食費分の補助を実施し、保育所等に通う児童の主食費の徴収は行っておりません。

【こども未来部 保育課】

5. 2024年度より試行的事業が試行され、2026年度には本格実施が予定される『子ども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)』は、親の就労に関係なく0歳～2歳児の子どもを対象に定期利用及び、自由利用などニーズに合わせ保育を利用することが可能な制度です。自由利用は利用者の居住する自治体を超えて全国の施設を1時間単位で利用できる仕組みとなっており、子どもの状況が十分に把握されないまま、保育を利用されることが懸念されています。子どもの命が危険にさらされる可能性と、子どもにとって見知らぬ人や場所に預けられる不安を考慮すると、導入には慎重になるべきと考えます。

(1) 誰でも通園制度の実施にあたり、自治体の考えを教えてください。

【回答】

こどもの成長にとって、家庭以外での経験は大切であり、子育てに不安や悩みを抱えている保護者も少なくないことから、就労の有無にかかわらず利用できる「子ども誰でも通園」制度の意義は大きいと認識しております。

【こども未来部 保育課】

(2) 事業を実施するのであれば、保育士の増員、設備等の環境の整備を予算化してください。

【回答】

本市におきましては、依然として保育需要が高く、待機児童も生じている中では、さらなる人員確保や保育士の負担増への対応などの課題もあることから、実施にあたっては、今後の全国の試行状況を確認してまいります。

なお、事業の実施において保育士の配置が特に必要と認められる場合には柔軟に対応するとともに、正規職員の他、再任用職員や会計年度任用職員の活用を図りながら、人的資源の効率的な配置に努めてまいります。

【総務部 職員課、こども未来部 保育課】

## 6. 保育の質の低下や格差が生じないように、公的責任を果たしてください。

すべての子どもが平等に保育され、成長・発達する権利が保障されなければなりません。そのためには国や自治体などの公の責任が必要不可欠です。昨年度の法改正で認可外保育施設については、5年間は基準を満たさない施設も無償化の対象となります。自治体独自の基準を設けて厳格化し、安心安全な保育が実施されなければならないと考えます。

(1) 研修の実施や立ち入り監査など、指導監督に努めてください。

【回答】

この度の法改正では、市に届出が出された認可外保育施設が無償化の対象となっております。届出が出された認可外保育施設には、市職員の立入による保育状況等の確認を年1回以上行い、必要に応じて指導し、改善を求めています。今後につきましても、継続した指導・監督を行い、不適切な保育防止のための草加市ガイドラインを活用した施設内における研修に取り組み、児童の安全に留意しつつ、基準を満たすように促してまいります。

【こども未来部 保育課】

(2) 保育所の統廃合や保育の市場化、育児休業取得による上の子の退園などで保育に格差が生じないように必要な支援を行なってください。

【回答】

現在のところ、公立保育所の民営化及び民間委託を行う予定はなく、育児休業取得による上の子の退園の実施も予定しておりません。

【こども未来部 保育課】

(3) 児童数の定員割れ（特に0歳児など）については、いつでも定員までの受け入れを可能とする保育士の確保のため、在籍人数ではなく定員に対して委託費を出してください。

【回答】

公定価格は、こども一人あたりの保育に必要となる費用として国により定められるものとなっていることから、委託費につきましては在籍人数によって算出できるものとなっております。なお、在籍人数が定員を超える場合の施設への委託料につきましては、定員ではなく在籍人数により算出した委託費を支払っております。

【こども未来部 保育課】

【学 童】

## 7. 学童保育を増設してください。

学童保育の待機児童を解消し、必要とするすべての世帯が入所できるようにするために、「1支

援の単位 40 人以下」「児童 1 人当たり 1.65 m<sup>2</sup>以上」の適正規模の学童保育で分離・分割が図れるように予算を確保して援助して下さい。

**【回答】**

入室を希望する世帯が待機になることなく、児童クラブを利用できるよう、各小学校区の地域性や児童数の傾向に応じて、中長期的な視点で施設整備の検討を進め、待機児童の解消に努めております。

施設整備の検討にあたっては、「草加市放課後児童健全育成事業」の設備及び運営に関する基準を定める条例の目的を踏まえ、子どもたちが安心、安全に過ごせるよう、引き続き保育環境を整えてまいります。

**【こども未来部 こども青少年課】**

**8. 学童保育指導員を確保し、処遇改善を行ってください。**

厚生労働省は学童保育指導員（放課後児童支援員）の処遇改善を進めるために「放課後児童支援員等処遇改善等事業」「放課後児童支援員キャリアアップ処遇改善事業」を施策化していますが、県内で申請している市町村は、「処遇改善等事業」で 46 市町(63 市町村中 73.0%)、「キャリアアップ事業」で 36 市町(同 57.1%)にとどまっています。指導員の処遇を改善するため、両事業の普及に努めてください。

併せて、令和 6 年度の国の新規「常勤支援員 2 名複数配置」補助を施策化してください。

**【回答】**

放課後児童支援員に係る処遇につきましては、保育内容の充実を見据えて事業受注者と協議を行うなかで、委託料の増額等により必要な改善を行っております。また、常勤支援員の複数配置補助につきましては、現状の運営としても支援員の確保が困難ななかであり、更なる追加配置は様々な課題があることから、事業受注者と協議の上、検討してまいります。

今後につきましても、市の財政状況と社会情勢等を勘案し、国や県の施策の方向性、業務内容等も踏まえ、国、県の補助金を活用の上、保育の質の向上に繋がるような処遇改善を検討してまいります。

**【こども未来部 こども青少年課】**

**9. 県単独事業について**

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」「同 運営費加算」について、「運営形態に関わらずに、常勤での複数配置に努める」(※「県ガイドライン」)立場から、公立公営地域も対象となるように改善してください。

**【回答】**

県単独事業の「民営クラブ支援員加算」及び「運営費加算」につきましては、対象の範囲の判断は県となりますので、県の動向を注視してまいります。

**【こども未来部 こども青少年課】**

**【子ども・子育て支援について】**

**10. 子ども医療費助成制度の対象を拡大してください。**

(1) 埼玉県は通院については小学校 3 年生まで、入院については中学卒業までの医療費助成の現物給付を、2024 年 4 月から実施されました。現物給付の対象年齢を 18 歳までに拡充してください。

**【回答】**

本市では令和6年（2024年）4月から通院・入院とも18歳の年度末まで県内現物給付を拡充いたしました。

**【こども未来部 こども政策課】**

(2) 国に対して、子ども医療費無償化の制度をつくってくれるように要請してください。

**【回答】**

県に対し、子ども医療費助成制度の県補助対象額拡大について要望する際、子ども医療費助成制度を国において早急に創設するよう国に強く働きかけることも併せて要望しております。

**【こども未来部 こども政策課】**

(3) 県に対して子ども医療費無償化の年齢を18歳まで引き上げるように要請してください。

**【回答】**

県の子ども医療費助成の対象は、令和6年（2024年）4月から通院は小学校3年生まで、入院は中学校3年生までに拡充されましたが、依然として県内各市町村の子ども医療費助成の実態とかい離しているため、更なる拡大を要望してまいります。

**【こども未来部 こども政策課】**

**11. 子育て支援を拡大してください。**

(1) 国民健康保険の保険税の子ども（18歳以下）の均等割金額相当の財政支援をしてください。

**【回答】**

18歳以下の子どもに対する国民健康保険の保険税均等割金額相当の財政支援につきまして、既に実施している子育て世帯への様々な支援策とのバランスを考慮しながら、経済的負担を軽減する方策の一つとして、実現可能性や実施可否を検討してまいります。

**【こども未来部 こども政策課】**

(2) 小・中学校給食を安全な地元農産物の活用と無償化にしてください。

**【回答】**

食育応援農家や地元の生産者と連携を深め、地場産の食材を積極的に給食に取り入れ、地産地消の推進を図ります。また、学校給食費の無償化につきましては、毎年度、多額の財源を必要とすることなど、大きな課題があることから、実施は難しいと考えております。

**【教育総務部 学務課】**

(3) 就学援助基準額を引き上げてください。小中学校の児童生徒のいる家庭に周知してください。就学前にも周知してください。

**【回答】**

就学援助基準額につきましては、文部科学省が実施した令和5年度就学援助実施状況調査で、認定基準に『生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの』を採用していると回答した1380自治体のうち、半数以上の774自治体が1.2倍から1.3倍の倍率を基準としています。本市でも1.3倍を採用しており、標準的な基準となっております。

今後につきましても近隣市町村の動向を注視し、必要に応じて基準額の見直しを検討してまいります。

就学援助制度の周知につきましては、毎年2月に全家庭に次年度の就学援助制度のお知らせと申請書を配布しております。小学校の新1年生に関しましては、各学校で入学前に実施される就学時健康診断及び入学説明会において、就学援助制度のお知らせと申請書を全家庭に配布しております。

【教育総務部 学務課】

## 5. 住民の最低生活を保障するために

### 1. 困窮する人がためらわずに生活保護の申請ができるようにしてください。

厚労省はホームページに「生活保護を申請したい方へ」の項目に、「生活保護の申請は国民の権利です」と説明するとともに、扶養義務者の扶養は保護に優先しますが、例えば、同居していない親族に相談してからでないと申請できないことはない。住むところのない人、持ち家のある人でも申請できることを明記しています。市町村においても、わかりやすく申請者の立場に立って、市の広報に記載するとともに、チラシやポスターを作成してください。

#### 【回答】

生活保護は、最低生活の保障と自立助長を図ることを目的として、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行う制度であり、市ホームページの「生活困窮・生活保護」ページにおいて、生活保護制度の概要について掲載しております。その冒頭部分では、生活保護の申請は『国民の権利』であり、どなたにも生活保護を必要とする可能性があるため、ためらわずにご相談いただけることも、併せてお知らせしているところでございます。

また、受給者に配布する「生活保護のしおり」をカウンターに常時配置し、生活保護を受給中の方に限らず、希望される方にはお渡し、周知しているところでございます。

しかしながら、生活保護制度を周知するチラシの作成につきましては、制度の概要、保護の要件や手続きの流れなどを1枚のチラシに記載させていただくことは困難であると考えており、引き続き近隣自治体の周知方法について、情報収集を行い、改善を図ることができるよう研究してまいります。

【福祉部 生活支援課】

### 2. 生活保護を申請する人が望まない「扶養照会」は行わないでください。

厚生労働省は田村前厚労大臣の答弁を受けて、2021年3月30日付で事務連絡を発し、生活保護問答集を改正。要保護者の意向を徹底し、照会の対象となる扶養義務者の「扶養義務履行が期待できない者」には行わないとしました。厚労省、埼玉県の通知（R5年）にそってしおりを改訂してください。貴福祉事務所でも、申請者が望まない扶養照会を行わないよう徹底してください。

#### 【回答】

生活保護法における扶養義務者の扶養の優先順位の取扱いにつきましては、生活保護法第4条第2項及び生活保護実施要領に『保護に優先して行われる』と規定されていることから、扶養の可能性のある扶養義務者に対して扶養照会を行っております。

しかしながら、扶養照会を行うことが適切ではない事例や、援助の期待ができない事例も

あることから、従前より、要保護者から扶養義務者の申告があった方全員に一律で扶養照会は行ってはおりません。

なお、扶養の義務が履行できない者の判断基準の明確化について、令和3年（2021年）2月26日付けで厚生労働省社会・援護局保護課から事務連絡があり、『扶養義務者に借金を重ねている』『縁が切られている』『10年程度音信不通である』などの場合は、扶養義務の履行が期待できないものとして取扱えるようになり、その旨を「生活保護のしおり」に記載しております。

扶養照会については、経済的な援助を求めることだけではなく、ケースワーク業務の中で要保護者と扶養義務者の関係の再構築などの要素も含んでいることから、今後も、要保護者と扶養義務者との関係性に十分留意しながら、法令等に基づき、適正に対応してまいります。

【福祉部 生活支援課】

3. 保護決定は2週間以内を徹底してください。また、決定後は速やかに保護費を支給してください。

【回答】

申請による保護の開始及び変更の決定通知は、特別な理由がある場合を除き、申請があった日から14日以内に行わなければならないとされています。本市におきましても、生活保護開始に係る調査に時間を要する場合以外は、14日以内に決定し、速やかに保護費の支給ができるよう努めているところでございます。

なお、調査に時間を要する場合など特別な理由があり、申請による保護の開始及び変更の決定をやむを得ず30日まで延長した場合におきましても、申請者のライフラインや手持金、食糧の状況を確認し、必要に応じて草加市社会福祉協議会が実施している「つなぎ資金」の案内を行うなど、申請者に寄り添った丁寧な対応を心がけております。

【福祉部 生活支援課】

4. 決定・変更通知書は、利用者が自分で計算できる分かりやすいものにしてください。

決定・変更通知書は5種の扶助が記載されるのみで非常にわかりづらく、福祉事務所でもミスが生じる原因になっています。国は全国一律でシステムの改定を行っていますが、それで良しとすることなく、利用者本人も確認できる、自治体独自の記載欄を設けてください。

【回答】

「生活保護決定・変更通知書」は、保護内容をお知らせするため、福祉事務所が生活保護受給者に対して発行する書類となっております。

その内容につきましては、過去の保護変更内容や次月の収入見込みも加味されるため、当該通知のみでは全体を把握することが難しい場合もございます。変更内容が複雑な場合においては、ケースワーカーが生活保護受給者と面談する中で、通知内容の説明を行う際に、添付資料を添えるなど、通知書の交付内容を十分にご理解いただけるよう対応しております。

今後も引き続き、通知内容について受給者の方にご理解いただけるよう、丁寧な対応を心がけてまいります。

【福祉部 生活支援課】

## 5. ケースワーカーの人数が標準数を下回らないようにしてください

厚労省が示す標準数を下回る福祉事務所が多くあり、これがケースワーカーの過重労働や、保護利用者に適切な対応ができない原因となっています。社会福祉主事の有資格者を採用するとともに、十分な研修を行って、不勉強による利用者への人権侵害や不利益な指導が行われないようにしてください。

### 【回答】

ケースワーカーの配置につきましては、社会福祉主事の有資格者である職員を令和4年度（2022年度）に7名、令和5年度（2023年度）に4名、令和6年度（2024年度）に6名を各年度4月1日付けで採用し、そのうち生活保護を担当する所属へ、令和4年度（2022年度）に3名、令和5年度（2023年度）4名、令和6年度（2024年度）3名をそれぞれ配置の上、増員を図りました。今後につきましても、市全体の人件費及び職員定数等を考慮する中で、職員の増員には限りがございますが、適正な職員配置を進めてまいります。

研修につきましては、生活支援課内において、生活保護法の知識やケースワークなどの専門研修や個人情報保護、高齢者や障がいのある方が活用できる制度など、庁内関係課の職員を講師とした業務研修を開催し、業務知識の習得・向上に努めております。また、外部で行われる専門研修にも積極的に参加を薦めており、引き続き、職員が研修を定期的受講しやすい職場環境づくりに取り組んでまいります。

【福祉部 生活支援課】

## 6. 無料低額宿泊所への入居を強制しないでください

居宅が決まっていない申請者に「無料低額宿泊所に入所しないと生活保護は受けられない」と指導する事例がいまだに多発しています。申請者の意向を無視する無低への強要は生活保護法違反であり、行わないようにしてください。また、入所者が転出を希望する場合は、その希望を優先し、一時利用にふさわしい運用をしてください。

### 【回答】

住居の確保ができない方につきましては、生活相談の上、身体的・精神的状況のほか、日常生活管理能力、金銭管理能力、稼働能力等の状況を判断し、在宅生活に支障がないと考えられる方につきましては、居宅による保護を行っております。

しかしながら、現状として居宅を失ってから即座に新しい住居の賃貸借契約を結ぶことは難しく、本人に無料低額宿泊所について情報提供を行った上で、本人希望により一時的な居所として無料低額宿泊所の入所に至ることもありますが、本人に無料低額宿泊所への入所を強制することはございません。また、本人が転出を希望される場合は、保護の状況を考慮しつつ、対応を行ってまいります。

【福祉部 生活支援課】

## 7. 熱中症からいのちを守るために国に対して夏季加算を要望してください。また、制度が創設されるまでの間、エアコンのない低所得世帯に、自治体としてエアコン設置代と電気代補助を実施してください。

### 【回答】



生活保護制度は、生活保護法や生活保護法による保護の基準及び実施要領等に基づき実施しております。夏季加算の要望につきましては、保護費の基準は、国が生活保護法による保護の基準等で定めることとなっており、地方自治体には裁量の余地がございません。

なお、昨今の猛暑による影響から体調を崩してしまう方も多いことから、ケースワーカーが日頃の居宅訪問や面談を行う中で、適切にエアコンなどの冷房機器を使用していただくことや、こまめに水分補給することなど、夏場における体調管理について指導していくほか、保護費を適切に使用するための家計管理の助言を行うなどの対応をしているところでございます。

また、電気代の補助につきましては、本市では現在実施の予定はございませんが、物価高騰対策について国の動向を注視し、新たな低所得世帯向けの給付金事業が創設された際は、電気代の補てんに充てていただくようご案内する予定でございます。

【福祉部 生活支援課】

8. 生活困窮者自立支援事業は、生活保護申請を阻害しないように留意し、充実をはかるとともに、地域の生活困窮者の状況を把握し、生活保護申請に漏れがないように努めてください。

【回答】

「生活困窮者自立支援事業」につきましては、就労、心身の状況等により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れがある方に対し、自立に係る相談及び支援を実施することで、生活困窮状態からの早期の脱却及び自立の促進を行っております。

相談及び支援につきましては、相談者の立場に寄り添った形での支援を継続していくなかで、最低生活の維持が困難な場合には円滑に生活保護の受給へと繋げ、支援の隙間が生じないよう適切に対応してまいります。

【福祉部 生活支援課】

9. 医療を受けるために移送費が出ることを教示し、請求されたものは全額支給してください。

【回答】

医療を受けるための移送費の支給につきましては、市ホームページの「生活保護制度の概要」ページ及び「生活保護のしおり」に記載しております。

また、支給決定につきましては、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状況に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うとされていることから、福祉事務所において個別に申請内容を審査しております。移送の必要性を判断するため、ケースワーカーが移送費の申請を行った方の主治医に確認を行った上で、給付の対象となる医療機関、受診日数の程度、経路及び利用する公共交通機関について適正に決定しております。

【福祉部 生活支援課】

以上